

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月21日
【会社名】	株式会社ナイガイ
【英訳名】	NAIGAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 泉 潔
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋二丁目19番6号
【電話番号】	東京(03)5822-3810
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門担当 市原 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋二丁目19番6号
【電話番号】	東京(03)5822-3810
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門担当 市原 聡
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 415,191,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,141,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 上記発行数は、平成24年12月21日(金)開催の取締役会において決議された第三者割当による新株式発行に係る募集株式数3,891,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数4,250,000株の合計であります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本第三者割当」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて行われるものであり、そのうち自己株式の処分は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	新株式発行	3,891,000株	198,441,000
	自己株式の処分	4,250,000株	216,750,000
一般募集			
計(総発行株式)	8,141,000株	415,191,000	99,220,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。なお、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は、資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
51	25.5	1,000株	平成25年1月15日(火)		平成25年1月16日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は、資本組入れされません。
3. 上記株式のうち割当予定先から申込みがない株式については、割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ナイガイ 総合管理部	東京都台東区柳橋二丁目19番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
415,191,000	9,000,000	406,191,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び本第三者割当による自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書、目論見書等の書類作成費用及びコンサルティング手数料等の概算であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額406,191,000円については、100,000,000円を平成26年8月末までに既存物流管理システム(WMS)の老朽化対策としてサーバ本体機器入替及び付随するソフトウェア更新費用並びに関連する物流作業機器類(値札発行、伝票発行、出荷検品、その他作業関連機器)の入替及び付随するソフトウェア更新費用の一部、160,000,000円を平成26年12月末までに会計業務統合パッケージシステム(ERP)の開発費用として借り入れた長期借入金の返済資金の一部及び146,191,000円を平成25年9月末までに短期借入金の返済資金の一部にそれぞれ充当する予定であります。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	住金物産株式会社	
	本店の所在地	大阪市西区新町一丁目10番9号	
	直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書を含む。)の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第89期 (自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 平成24年6月27日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第90期第1四半期 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 平成24年8月8日関東財務局長に提出 事業年度 第90期第2四半期 (自平成24年7月1日至平成24年9月30日) 平成24年11月8日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成24年12月20日時点におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、大正9年に靴下の製造販売を目的として内外編物株式会社として設立されて以来、レッグウェア製品におけるリーディング・カンパニーとして発展してまいりました。

近年においては、レディースウェアやチルドレンウェア・ゴルフウェアの卸売事業から撤退し、レッグウェア専門会社としての経営方針を定め、本年度を最終年度とする中期経営計画「レッグウェアビジョン2012」では、世界に通用する「グローバルレッグウェア・カンパニー」となることを目指し、国内外の商品企画、生産、販売、物流の連携が一体となった新しいビジネスモデルの構築に努めてきました。

具体的には、靴下専門にふさわしい会社体制の整備、間接部門コストの削減を継続的に実行すると同時に、商品戦略においては、高品質、高感度、高機能を切り口とした商品開発に注力し、ライセンスブランドの拡販と自社ブランド育成拡大を軸に、ブランド構成の最適化を図る施策を実行してまいりました。

しかしながら、今後も、国内アパレル市場の成熟化及び人口減少に伴う需要縮小傾向、消費者の節約志向による商品の低価格化、並びに欧州不安による世界経済の低迷といった厳しい競争環境が続くことが予測されるため、継続的な成長戦略を維持するための、事業インフラの再構築並びに国内外企業との連携による事業シナジーの創出及び事業領域の拡大が当社の経営課題となっております。

上記を踏まえて策定した2013年度からスタートする新たな第2次中期経営計画「レッグブランディング2015」では、激動する経済環境、多様化する消費市場の中で「持続的な成長を可能にする基盤づくり」を目的に、消費者目線での価値創造による新たなビジネスモデル構築を推し進めつつ、既存ブランドの強化とともに新たなブランドの開発、展開を行い、新規顧客を取り込んだ成長路線の確立を目指しております。

一方、住金物産株式会社は、鉄鋼、産機・インフラ事業、繊維、食糧の4事業において、加工メーカー型機能を有するグローバルな複合専門商社です。同社の売上高の20%強を占める繊維部門は、アパレルメーカー向け相手先ブランドの生産受託事業を主軸に、レディース衣料、メンズ衣料、機能衣料、ホームファッション等の各分野において、素材の開発から製品の企画・生産・物流までを一貫して手掛けており、同分野において持続的な成長を可能にさせる新たな取引、取組の拡大戦略を模索してまいりました。

上記のような状況の中、事業インフラの再構築や国内外企業連携による事業領域拡大を志向していた当社の意向と、取引拡大による業容拡大を目指していた住金物産株式会社の意向が一致し、当社及び住金物産株式会社は資本業務提携し、当該資本業務提携の一環として当社が住金物産株式会社に対し第三者割当を行うことで合意いたしました。

業務提携につきましては、当社は、住金物産株式会社が有する商社物流機能や商社生産機能を最大限活用することにより、輸入調達効率の改善や商品開発力の強化をすることができ、住金物産株式会社は当社のレグウェア商品を新たに取り込むことでその商品開発のノウハウを取得し、新たな相手先ブランドの生産受託取引に活用することにより、両者にとってシナジー効果を享受することができます。また、将来的には海外(中国・アジア)販売において、当社及び住金物産株式会社が共同展開することも視野に入れております。

以上のとおり、当社は、両社の強みを相互に活用し、安定的、持続的な関係に基づいて住金物産株式会社と将来の成長拡大に向け、新たな市場開拓、需要創造を実現するための戦略を発展的に展開することを前提に、本資本業務提携契約を締結することにいたしました。

なお、本資本業務提携契約の詳細は、以下のとおりです。

業務提携

(1) 商社物流機能を活用した輸入調達効率の改善

住金物産株式会社の物流ノウハウを活かした物流コストの削減

(2) 商社生産機能を活用した商品開発

() レグウェア周辺商品の共同開発

() 雑貨商品アイテムの開発・展開

(3) 百貨店卸売業態における経営管理情報の共有化

(4) 海外(中国・アジア)販売の共同展開

資本提携

当社は、本第三者割当により、住金物産株式会社に当社の普通株式8,141,000株(本第三者割当後の所有議決権割合10.00%、発行済株式総数に対する割合9.91%)を割当てます。

なお、当社としては、本件において調達する資金を間接金融等によって調達することも検討いたしましたが、調達の確実性及び費用の負担、業容拡大による将来的な運転資金増加の可能性、並びに当社の財務健全性を維持する必要性等を勘案し、返済不要な資本性の資金で対応すべきと考えております。

以上から、第三者割当による住金物産株式会社との資本業務提携が、当社の将来的な企業価値及び株式価値の向上に資すると判断し、住金物産株式会社に対する第三者割当を行うことといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

普通株式 8,141,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭にて確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、本第三者割当による割当を受ける日(平成25年1月16日)から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供せられることに割当予定先が同意することについての確約書を締結する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の事業年度第90期第2四半期報告書(平成24年11月8日提出)の四半期連結財務諸表により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しており、当社としては、割当予定先が株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格及び処分価格の算定根拠並びにその合理性に関する考え方

払込金額(発行価格及び処分価格)につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成24年12月20日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下、「終値」という。)51円といたしました。

当該払込金額は、本取締役会決議日の直前1か月間(平成24年11月21日から平成24年12月20日まで)の終値の平均値である51円(円未満切捨て)に対しては同水準、同直前3か月間(平成24年9月21日から平成24年12月20日まで)の終値の平均値である48円(円未満切捨て)に対しては6.25%のプレミアム及び同直前6か月間(平成24年6月21日から平成24年12月20日まで)の終値の平均値である47円(円未満切捨て)に対しては8.51%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、平成24年12月21日開催の取締役会に出席した監査役全員が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、住金物産株式会社に対して割当てる株式数は、8,141,000株であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式数78,281,815株の10.40%(議決権の総数73,264個の11.11%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本業務提携は当社グループの企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED (常任代理人 立花証券株 式会社)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋小網町 7 - 2)	17,175	23.44%	17,175	21.10%
住金物産株式会社	大阪市西区新町 1 丁目10- 9			8,141	10.00%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 - 2	3,660	5.00%	3,660	4.50%
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバン ク銀行株式会社)	6300 BEE CAVE ROAD, BLDG ONE AUSTIN TEXAS 78746 U.S.A. (東京都品川区東品川 2 丁目 3 -14)	2,643	3.61%	2,643	3.25%
ナイガイ協会会社持株会	東京都台東区柳橋 2 丁目19- 6	2,473	3.38%	2,473	3.04%
帝人フロンティア株式会社	大阪市中央区南本町 1 丁目 6 - 7	2,394	3.27%	2,394	2.94%
三井住友信託銀行株式会社	東京都中央区丸の内 1 丁目 4 - 1	2,000	2.73%	2,000	2.46%
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 - 1	1,965	2.68%	1,965	2.41%
倉敷紡績株式会社	大阪市中央区久太郎町 2 丁目 4 -31	1,031	1.41%	1,031	1.27%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地 7 丁目18-24	645	0.88%	645	0.79%
計	-	33,987	46.39%	42,128	51.75%

(注) 1. 平成24年10月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当後の総議決権81,405個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第115期事業年度)及び四半期報告書(第116期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年12月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年12月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第115期事業年度)の提出日(平成24年4月26日)以後、本有価証券届出書提出日(平成24年12月21日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年4月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年4月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

泉潔、谷知久、市原聡及び今泉賢治の4名を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

柏木秀一を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案				(注)	
泉 潔	42,989	1,631	0		可決(96.3)
谷 知久	44,075	545	0		可決(98.8)
市原 聡	44,075	545	0		可決(98.8)
今泉 賢治	44,075	545	0		可決(98.8)
第2号議案				(注)	
柏木 秀一	41,583	3,084	0		可決(93.1)

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の議決権の数は、加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第115期)	自 平成23年2月1日 至 平成24年1月31日	平成24年4月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第116期第3四半期)	自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日	平成24年12月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月11日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 努 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナイガイの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年8月1日から平成24年10月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年2月1日から平成24年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社の平成24年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年4月27日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 町田 恵美

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナイガイの平成22年2月1日から平成23年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社の平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ナイガイの平成23年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ナイガイが平成23年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年4月25日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナイガイの平成23年2月1日から平成24年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社の平成24年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ナイガイの平成24年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ナイガイが平成24年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 4月27日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 町田 恵美

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナイガイの平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイの平成23年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 4月25日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナイガイの平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイの平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。